

代議員選挙にかかるお知らせ

(公社) 日本口腔外科学会
代議員選挙管理委員会

会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年7月に公益社団法人日本口腔外科学会の代議員選挙を実施させていただきましたが、無事に終えることができました。これも偏に皆様のご協力の賜物と、あらためて感謝申し上げます。

ご選出いただきました代議員の任期は2年となっておりますので、次の代議員選挙は来年(2026年)7月となります。したがって、本年の後半から来年の選挙に向けて準備を進めることとなりますが、昨年の選挙においても、年会費を納入されていなかったことにより、選挙人資格を取得できなかった先生がおられました。

そこで、来年の選挙で同様のことが起こらないよう、早目の対処として下記のとおり代議員選挙人資格にかかる年会費の納入条件をお示しいたします。

くれぐれも遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。

記

<代議員選挙人資格にかかる年会費納入条件>

- ① 事業年度初めの9月に年会費を請求。
(年会費の納入がなかった場合、代議員の選挙人資格を失うこととなる旨を記載)
- ② ①の請求と同一年を経過(12月末日まで)しても納入がなかった場合、未納者に対して2月末日を納入期限として督促状を発出。
(年会費の納入がなかった場合、代議員の選挙人資格を失うこととなる旨を「最後通告」として記載)
- ③ ②の納入期限(2月末日)までに年会費の納入がなかった場合、そこで選挙人資格を喪失することが確定する。

以 上